

早明浦ダム湖面利用船舶登録規程

(目的)

第1条 早明浦ダム湖面利用規則第3条における船舶等の登録について、以下のとおり定めることにより、安全な湖面利用を実現するとともに、登録事務の円滑化をはかる事を目的とする。

(登録手続き)

第2条 早明浦ダム湖進入路を使用し、ダム湖面を利用する全ての船舶については、別表2の手数料を納付し、以下の書類に必要事項を記入し必要な資料を添えて、理事長に提出し承認されなければならない。

(1) 船舶登録届兼誓約書(様式1)

(2) 船舶検査証及び船舶検査手帳の写し

船舶検査免除船のうち登録該当船については、小型船舶登録通知書の写しを添えること。また、船舶検査免除船かつ登録非該当船については、様式1にシリアル番号を記載すること。

船舶検査登録制度については、日本小型船舶検査機構に確認する。

(3) 国が定める船舶免許が必要な船舶の場合は、小型船舶操縦士免許証の写し

(4) 自動車車検証の写し

トレーラー牽引の有無に限らず、主に使用する車輛の車検証の写しを添えること。

(5) トレーラー車検証の写し

トレーラーを必要とする船舶については、トレーラー車検証の写しを添えること。

(6) 手数料振込証明書の写し

原則として、別表2に定める手数料の振込証明書のコピーを添えること。

(登録の決定)

第3条 理事長は、前条の届出があったときは、当該届出にかかる書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、登録の可否を決定する。

(登録の条件)

第4条 原則として、登録を届け出る者は必要な資格等を有している者とし、届出者・小型船舶操縦士免許取得者・船舶所有者・トレーラー所有者は同一人物とする。

2 理事長は、登録を決定する場合において、関係法令及び計画並びに利用規則を遵守するため及びその他の目的を達成するために必要があると認める時は、ダム管理者に確認の上、これに必要な条件を付することができる。

(船舶ステッカーの発行)

第5条 理事長は、当該登録を決定した時は、船舶登録完了通知書(様式2)及び早明浦ダム湖面利用承認船舶ステッカー(以下、「船舶ステッカー」という。別図3)を届出者に発行することとする。

2 理事長は、船舶登録完了通知書並びに船舶ステッカーを発行することが不相当であると認めた時は、その理由を付して届出者に通知することとする。

(船舶ステッカーの貼付)

第6条 船舶ステッカーは、船舶の両舷、外から見える位置に貼付しなければならない。

2 登録船舶を廃船または売却する場合等においては、基本的には船舶ステッカーを剥がしておくこととする。

ただし、登船舶ステッカーは貼付したまま譲渡または売却する場合においては、新規所有者が名義変更届を提出しなければならない。

(船舶ステッカーの再発行)

第7条 船舶ステッカーを紛失または劣化もしくは船舶塗装等により再発行を希望する者は、別表2の手数料を納付し、船舶ステッカー再発行届(様式7)に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

理事長は、これを認めた場合は、船舶ステッカー再発行完了通知書（様式8）と船舶ステッカーを届出者に発行することとする。

（船舶ステッカーの譲渡）

第8条 届出者は、当該船舶ステッカーを他人に譲渡してはいけない。

（船舶登録廃止届）

第9条 登録船舶を廃船もしくは売却する場合は、速やかに、船舶登録廃止届（様式3）を理事長に提出しなければならない。

理事長は、この廃止届を確認し、受理した場合は、届出者に船舶登録廃止完了通知書（様式4）を発行することとする。

（船舶名義変更届）

第10条 登録されている船舶を買収または譲り受けた者は、速やかに、以下の書類に必要資料を添えて理事長に提出し、承認されなければならない。

（1）船舶名義変更届兼誓約書（様式5）

（2）船舶検査証及び船舶検査手帳の写し

船舶検査免除船のうち登録該当船については、小型船舶登録通知書の写しを添えること。また、船舶検査免除船かつ登録非該当船については、様式1にシリアル番号を記載すること。

船舶検査登録制度については、日本小型船舶検査機構に確認する。

（3）国が定める船舶免許が必要な船舶の場合は、小型船舶操縦士免許証の写し

（4）自動車車検証の写し

トレーラー牽引の有無に限らず、主に使用する車輛の車検証の写しを添えること。

（5）トレーラー車検証の写し

トレーラーを必要とする船舶については、トレーラー車検証の写しを添えること。

（登録内容変更届）

第11条 船舶届出者は、住所、電話番号、車輛、トレーラー、船舶エンジンなど、届け出ている内容に変更が生じた際は、速やかに、登録内容変更届（様式9）および必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

理事長は、この届出を確認し、受理した場合は、届出者に登録内容変更完了通知書（様式10）を発行することとする。

2 船舶エンジンの変更については、環境対策エンジンまたはエンジン無しで登録していた船舶について、環境対策でないエンジンに変えた場合に限ることとする。

この場合は、様式9に必要事項を記入すると共に、船舶検査手帳の写しを添え、別に定める手数料を納付することとする。

3 環境対策エンジンでないものを環境対策エンジンに変えた場合、又は、エンジンを取り外した場合は、変更届出の義務はないが、環境対策用ステッカーへの張替えを希望する場合は、様式8に必要事項を記入しステッカー代を納付することとする。

（登録の取消）

第12条 登録船舶所有者および使用者並びに同船者が、当規程および利用規則に違反した場合、また、その行為が社会通念上において目に余る場合は、この法人の理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

2 前項による取り消しを受けた者は、速やかに船舶ステッカーを剥がし、別に定める会員規約において発行された会員証を返還しなければならない。

付 則

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規定は、平成25年12月1日から施行する。